#### 國學院大學学術情報リポジトリ

#### 田中頼庸の神道観:

『三条演義』(河野博士記念室所蔵)を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 戸浪, 裕之
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001955

# 田中頼庸の神道観

# ― 『三条演義』(河野博士記念室所蔵)を中心に―

戸

浪

裕

之

要旨

明治六年四月刊・大教院蔵板)を中心に考察したものである。 になった田中頼庸(天保七年―明治三十年・一八三六―九七)の『三条演義』(國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター「河野博士記念室」 ついて考察することも目的としている。本論文は、その事例研究の一つとして、伊勢神宮の大宮司を務め、最終的に教導職の最高位である大教正(当時は権少教正) を、國學院大學の学術資産(本論文では「三条教則」衍義書を使用する)を用いて考察することにある。同時にそれを通して、教導職における「教化」の意味に 本論文の目的は、 明治初期の国民教化運動(大教宣布運動)をめぐる諸問題のうち、当時、国民教化を担った教導職が、どのような神道観を表明していたのか

あるだろう。本論文では、『三条演義』のみを取りあげて考察したが、『三条演義』の主眼は「祭政一致」の国体にあり、それを国民に対して明らかにすることが 田中にとっての「教化」であったことを述べた。 これまで「三条教則」衍義書に関する研究は、概して仏教者による衍義書の分析が多く、神道者による衍義書の分析はあまりなされてこなかった。田中頼庸の は、「三条教則」衍義書中の「白眉」として高い評価を得たものであり、当時の国民教化運動に影響を与えたという点から、ここで取りあげる意味は

キーワード

田中頼庸、『三条演義』、河野博士記念室、造化(鎔造)説、祭政一致

#### はじめに

職の神道観を考察していく。「三条教則」の衍義書を取りあげたのは、教導導職に交付した「三条教則」の衍義書(=解説書)を資料としながら、教導や的には、明治五(一八七二)年四月、教部省が国民教化の基準として、教を的には、明治五(一八七二)年四月、教部省が国民教化の基準として、教を的には、明治五(一八七二)年四月、教部省が国民教化の基準として、教を的には、明治初期の国民教化運動(大教宣布運動)をめぐる諸問を改する。明治初期の国民教化運動(大教宣布運動)をめぐる諸問を対して、

観と「教化」の意味について考察していきたい。一八三六―九七)の『三条演義』(明治六年四月刊)を取りあげ、その神道論文では、その事例研究の一つとして、田中頼庸(天保七年―明治三十年・職の神道観を考察する上で、これが適当であると判断したからである。本

概して仏教系のそれを対象にしたものが多く、神道系の衍義書を対象にしたいることからうかがえる。これまで「三条教則」衍義書に関する研究といえば、治六年八月刊)のように、『三条演義』を敷衍した内容の衍義書が出されて高い評価を得ていたものであった。それは、松野真維『三条演義翼』(明田中頼庸の『三条演義』は、「三条教則」の衍義書中、「白眉」のものとし

るが、 年五月、 火火出見尊の高屋山上陵の考証に従事した。また同年、神祇省に出仕 期を代表する国学者の一人であり、 月十日、六十二歳にて没す。 神宮派を創立して神宮大宮司を辞し、その初代管長に就任した。 年の「祭神論争」では、 (一八七六) 神社奉行に任じられた。 通称は藤八、 『校訂古事記』 宮祭神提要』『神宮祭神略記』 局副管となった。 の大宮司となる。教導職としては、同六年三月、 いで教部省八等出仕を経て大録に任じられ、同七(一八七四)年、 はじめに著者田中頼庸の略歴を述べておこう。 神道の教化に尽力した人物でもあっ のちに許され、 翌年一月の「神官教導職分離」直後は、 薩摩藩士田中四郎左衛門の子として、 年十月には大教正となる。 雲岫と号した。 『校訂日本紀』などのような考証学的な著書も多い。 明治初期における神宮の興隆に尽力し、同十四(一八八一) 明治初年には藩校造士館の国学局で国学を講じ、 いわゆる「伊勢派」 同四(一八七二)年、 十五歳のとき、 著書には『神徳論』などの教義書のほか、『神 などの伊勢神宮関係書、さらに『賢所祭神考証 また神宮大宮司・神道神宮派初代管長と 同十二 (一八七九) 年には神道事務 の首領として活躍したことで知 政争に連座して大島に配流され 神代三陵取調に任じられ、 鹿児島城下稲荷町に生まれた。 教派神道の一派である神道 権少教正を手始めに、同九 田中は天保七 (一八三六) 同三十年四 彼は明治 伊勢神宮 し、つ また 彦

院大學日本文化研究所編『河野省三博士記念文庫目録』(錦正社、平成五年)文庫」として知られている)所蔵の版本(目録番号二九三三)である。國學学術資産研究センター「河野博士記念室」(一般には「河野(省三博士記念)本論文で取りあげる『三条演義』は、國學院大學研究開発推進機構校史・

条教則」 には、 たコレクションの一つである。 としては、 期の大教宣布運動に関する資料を多年にわたって収集・紹介しており、 国学関係の書物が中心であるが、 國學院大學学長も務めた河野省三の旧蔵書を収めた文庫である。近世の神道 頁)とある。 刊 の衍義書もその過程で収集していたと考えられる。 一 冊 ほかに類を見ない。 この「河野博士記念室」 大教院蔵板 明治六年四月序 本論文で取りあげる『三条演義』も、 河野は「神道教化」への関心から、 は、 戦前期に神道学者として知られ 三〇丁 |||-||•四糎| この方面 二九九 明治初 そうし

目に沿って節を分け、それぞれの分析を通して考察していきたい。以下では、『三条演義』に見られる田中頼庸の神道観を、「三条教則」の名

# 第一条「敬神愛国」の解釈

#### (1) 「敬神」の解釈

いたっき のみを重視しているわけではない。 地の産土神・氏神等を謂なり」(一丁オ)と述べているように、「造化三神 というだけで括れるものなのだろうか。彼は ることは間違いないだろう。 と述べていることから、彼が基本的に「造化 始より天地造化の本祖とし、 万物を創造したと説くものである。当時の多くの神道家がこの説を採用して に「造化三神」(天御中主神・高皇産霊神・神皇産霊神)が出現し、世界 と捉えられている。「造化 神 田中頼庸が『三条演義』 を定義して、「天祖天神を始奉り、 確かに彼は、「此世界の最初ハ、 で表明した神道観は、 (鎔造)説」とは、 しかし田中の神道観は、 世界を鎔造し、 そこで『三条演義』 皇祖三神(造化三神 総て朝典に列する大小の神祇、 「敬神愛国」を解釈するにあたり (鎔造) 神聖を化生し」(三丁オーウ) 簡単にいえば、 一般に 単に 説 0 造化 造化 の立場に立ってい 「敬神」 -引用者註)、 天地開闢以前 解釈を見 説

て、田中のいう「敬神」の意味について考察していきたい。
に列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神」と定義したのも、このようなに列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神」と定義したのも、このようなに列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神」と定義したのも、このようなに列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神」と定義したのも、このようなに列するというでは、大きく、①「祭政一致」の問題、②「顕幽」の問題を、その主要

## ①「祭政一致」の問題

述べている。この部分だけでも田中のいう「祭政一致」観は窺えるが、 上下各其所を得て皇猷を恢弘し、 天皇・崇神天皇の敬神に触れたのち、「爾来歴世の天皇、皆其御志を継せ給 床共殿の神勅」から始まり、ついで神祇官八神殿および鎮魂祭の由来、 述べ、我が国の「祭政 ひて神祭を第一とし、 祖天神の詔を以て、 まず田中は、「凡そ神を敬し祭りを慎しむは、 次の文章に明瞭に表われているように思われる。 天下万世の法と定給へる皇政の大本」(一丁オーウ)と 一致」の起源を述べる。 国の為、民の為に福を祈り、災を攘ひ、 天下を平治し給ふ」(二丁ウー三丁オ)と 天照大神が瓊瓊杵尊に授けた「同 国を治るの要道にして、 衣食の道治り むし 皇

得て人民を育し、 徳を蒙らさる無し。 有ゆる事物を悉く分掌る八百万神を生給て、 国土万物を発育し、 皇祖天神の祭祀をば、 皇祖天神の神慮を以て定給ひし万古不易の大経なれバ、 一を化生し、伊弉諾伊弉冉尊に至て夫婦の礼典を行ひ、 要道は、 最初ハ、皇祖三神、 人民万物、 神祭より大なるハ無し 生々蕃息して神化の玄妙なること、宇宙の生類、 国家を治め給ふべき天職なり。故に其造化の本祖たる されば、 日月風火金水土衣食住等の神より、 皇政の第一と定られし本原を熟考するに、 無始より天地造化の本祖とし、世界を鎔造し、神 皇上ハ専ら天下の為に神祇を礼し、 (三丁オ―四丁ウ)。 各相制し相助けて四時行は 凡て天地の間に 実に国を治むる 神人を産出し、 皆其恩 此世界

要するに、神道祭祀が「皇政の第一」と定まったのは、宇宙の生きとし生

土神」を尊敬して、作物の豊穣を祈るべきであると諭している。 丁ウ―五丁オ)と述べ、神々の祭祀は天皇の天職であり、 はないということである。そして、「天神地祇を総祭らせ給ふ所ハ、天皇の 天神」の定めた「万古不易の大経」であり、国家統治は「神祭」以上のもの めているのである、ということであろう。 なく専ら天下泰平のために神祇を祀り、 ける者はみな神々の御陰を蒙っているからである。だからこそ天皇は、 の御陰を蒙っているのだから、このことを深く心に留め、 天職にして、 て専ら皇祖天神及び産土神を尊敬して、 天下の臣民も神と皇との恩頼を蒙る所なれバ、深く此旨を体し その感得を得て人民を育て国家を治 水旱を除き、豊熟を祷るべし」 田中によれば、 これこそが 国民も神々と天皇 「皇祖天神及び産

ても位置づけられていることが理解できよう。を行なった存在であるとともに、「祭政一致」の「大経」を定めた存在としこのようにみてくると、田中において「造化三神」は、まず「天地鎔造

#### ②「顕幽」の問題

次に田中は「顕幽」の問題について述べる。はじめに「霊魂」について述次に田中は「顕幽」の問題について述べる。はじめに「霊魂」について述べるが、田中は、人の「霊魂」を「天神の賦る所」(五丁才)と捉えているで、これから考えると、ここにいう「天神」というのは、「海であるが、田中は、人の「霊魂」を「天神の賦る所」(五丁才)と捉えているとれるが、田中は「顕幽」の問題について述べる。はじめに「霊魂」について述次に田中は「顕幽」の問題について述べる。はじめに「霊魂」について述めに田中は「顕幽」の問題について述べる。

視同仁にして、初より霊魂を賦る所ハ一善も具ずと云こと無し。故に人天神の徳化ハ、人を育し生長するの至誠なれば、天下の人民も固より一魂の帰も神人一致なれば、人ハ神の資本にして神界ハ人の本世なり。夫り。凡そ神と人と尊卑優劣ハ異れども、造化の道ハ顕幽同理にして、霊故に霊魂ハ、始ありて終り無く、神界に復命してハ無窮に神となる者な故に霊魂ハ、始ありて終り無く、神界に復命してハ無窮に神となる者な

死後には神賞を蒙り無窮の楽を受るなり。故に倭姫命の曰く、『咎ある り無窮の禍を受るなり。又善人も不幸にして生前の苦を免る能ざれども さずして陽に悪を行ひ道に反く者ハ、 の本分を尽して専ら善を行ひ道を修むる者ハ、此世を終てハ現身ハ朽 者ハ黄泉国に往く、咎なき者ハ常世国に帰る』。 人も幸にして生前の福を得ること無にしも非れとも、 て其魂を罰し給ひ、 (六丁オー八丁オ)。 霊魂ハ神界に復命して無窮の福を受るなり。 陰に悪を行ひ道に反く者ハ、必ず死後には神明の法あり 或は夜見国に逐遣りて永世艱苦を受るなり。 固より生前にハ朝廷の律ありて其 常世国とハ即ち神界なり 死後にハ神罰を蒙 或は人の本分を尽 或ハ悪

には、 以上は、人の「霊魂」を「天神の賦る所」とする立場からの 生前に「悪」を行なった者のうち、 章とも相応じている 大旨ハ、善を勧め悪しきを懲らさしむるより他なし」(序一丁オ)という文 と言えるだろう。序文の「天下に教はしも、 のなかには、 が罰を受け、 の法律によって罰を受ける。また隠れて行なった者は、 あり、生まれながらにして「善」が具わっている。④生前に「善」を行なっ なる者」である。 体であるから、「神界ハ人の本世」である。③これは天下の人民も同じで この文言をまとめると、 生前に福を受けることはあるが、 死してのち、必ず「霊魂」は神界に帰って永遠の幸福を受ける。 不幸にして苦を受けることはあるが、死後は必ず神賞を受ける 「夜見国」で永遠の苦しみを受けることになる。 ②神と人とはその尊卑・優劣はあるけれども、 ①人の 「霊魂」 あからさまに行なった者は、 死後は必ず神罰を受ける。 は 多にあれども、其基本をさとる 「神界に復命してハ無窮に神と 死してのち、 一勧善懲悪」論 ⑥悪人のなか 生前に朝廷 神と人とは また善人 「霊魂 (5)

役割が述べられている。ここでは、天照大神・皇孫尊(瓊瓊杵尊)・大国主神・産土神のそれぞれのここでは、天照大神・皇孫尊(瓊瓊杵尊)・大国主神・産土神のそれぞれのこのような「勧善懲悪」論を前提として、田中の「顕幽」論が展開される。

あるが、 要するに、 応じ、 し。 と定給ふ時に幽顕の分と定めて、 れど、誠に宇宙の大主宰にして万神無上の至尊なり。 世界の大も熙育の徳を蒙らざる無く、 抑天照大神の聖神、 悪の行ハ神明の知ざる所無きのみならず、吾が霊魂ハ天神の賦りて造化 の功を遂るに至てハ顕幽一致なり。 に助奉り給ふ所なり。 にも各其職を分掌しめ、 て政の大綱を統治し給ひ、 の中に胎息する者なれば、一言一動も隠すこと能はず(八丁オー十丁オ)。 ここで述べられている神々の役割をまとめると次のとおりである 人民を撫育し給ひ、 幽世とハ即ち神界を謂なり。 幽世の神事ハ大国主神に総掌しめ給ふことは、 顕より幽を受けて、 神々は我々の善悪、 天地の始より高天原に坐して光華明彩、 故に顕幽の分ハ、神人の異あれども、 大国主神ハ神界の幽事を総掌り給ひて、 人民を蕃息し化育を績述して、 人民と育し万物を成し、 府県の官員に各其職を分掌しめて国土を経営 一挙手一投足を見通しているということで 皇孫尊には専ら顕世の人道を統治奉し 爾来顕世の人事ハ、皇孫尊の朝廷あり 凡て天地の間ハ神明の在ぬ所なく、 万物の衆も化生の恩を受ざるハ無け 造化の道を尽して生々 神典にも見たるが如 皇孫尊を天下の大君 皇朝の大政を幽 宇宙に照徹し 幽より顕に

- 天照大神=「宇宙の大主宰にして万神無上の至尊
- 皇孫尊=「天下の大君」であり「専ら顕世の人道を統治
- 大国主神=「幽世の神事」を総堂
- 育を纘述して、皇朝の大政を幽に助」ける・産土神=大国主神の神慮を受けて「各其職を分掌」し、「人民を蕃息し化

れるものであるが、田中の場合、直接的には大教院の刊行した『善悪報応論』うち、大国主神と産土神の機能については、主に平田国学系の人びとに見ら巻第二・神代下の記述に基づいている。また、ここに見られる「顕幽」論の田中も述べているように、このうち皇孫尊と大国主神の分界は、『日本書紀』

じっている。世ノ本政ヲ論シテ賞罰ノ起源」を述べた項目があって、次のようなことが述世ノ本政ヲ論シテ賞罰ノ起源」を述べた項目があって、次のようなことが述し、国力がある。には、「幽

ここに見られるように、大国主神と産土神の機能がほぼ一致しており、「生 キコト能ハサレバ、必ス死後ノ刑賞アリテ、霊魂ヲ勧懲セサルヲ得ス。 ナラサレトモ、 上天ノ神界ニ升リ、天神ノ御許ニ仕奉ルモアリ、或ハ大地ノ神界ニ止リ 徳功労アル者ハ、挙テ官等ニ升セ各其階級アルカ如ク、生前ノ賢徳功労 処々ノ幽世ヲ分掌セシメ、氏子ノ善悪ヲ勧懲シ給ヘリ。即チ顕世ニテ賢 神ノ大権ニシテ、我天皇ノ治給ヘル顕世ノ大政ヲ幽世ヨリ暗ニ輔奉リ坐 是レ幽界神政ノ因テ起ル所以ナリ。故ニ善悪曲直ヲ審判スルハ、大己貴 大政ハ皇孫尊ニ出ツト雖モ、陰善陰悪ニ至テハ、猶或ハ刑賞ノ洩ル所ナ 産霊大神ノ神勅ヲ以テ、顕幽ノ分界ヲ定給ヘル御心ヲ窺奉ルニ、 ノ内ニテモ、 ス御職ナレハ、顕世ニテ天下ノ府県ニ政庁アラサル所ナキカ如ク、幽界 ハ、神通自在ニシテ何モ足サルコトナク、永世不朽ニ真ノ栄楽ヲ受ケ、 ノ優劣ニ応スへキ報賞ヲ賜ヒテ、神列トナシ給フ也。已ニ神列ニ加リテ ル無キハ、冥府ノ神政ノ公正厳正ナル所以ナリ (一丁ウー三丁オ)。 諸国ノ神祇ニ仕ルモアリテ、霊魂ノ神列トナルコトハ、 各邦各土津々浦々二鎮坐ス所ノ産土神・氏神等ヲシテ、国々 凡テ其顕世所業ノ優劣ニ報応スへキ、当然ノ真楽ヲ受ケ 初ヨリ相違 顕世ノ

は次のように述べている。 このように論を展開させたのち、自身の「敬神」解釈の結論として、田中 この『善悪報応論』の基本線を守って「顕幽」論を説いていると見てよいで

ノ賢徳」以降の文章も『三条演義』に見られるものである。

田中はほぼ

あろう。

為り、神界に復命しては有功の神と為りて、永世の福を蒙り、上ハ吾天皇天神の賦る本分を尽して善を行ひ、徳を積む者ハ、顕世の中ハ有徳の人と人ハ生前より死後に至るまで、神明の賞罰ハ、終に免れ難き理を能く弁へ

なり(十丁ウ―一一丁オ)。神恩の尊きこと是より大なるは無し。人たる者の務め行べき敬神の要道神恩の尊きこと是より大なるは無し。人たる者の務め行べき敬神の要道を祝ひ福奉り、下ハ其子孫をも守り助くべきこと、天神の賦る本分にして、

の恩恵の尊さに感謝の誠を捧げることであったといえよう。「造化三神」から賦与された「本分」を尽して善徳を積むこと。そして、神々これも『善悪報応論』の枠内での議論であるが、田中のいう「敬神」とは

## (2)「愛国」の解釈

領は、むしろ次の箇所に表われているだろう。というように、通り一遍のことを述べてはいるが、田中の「愛国」解釈の本れバ、各其国を愛し生を厚する道を尽すハ、独一己の私に非るなり」(十丁ウ)いる。わずか二丁である。「人の生を好み身を愛するハ、固より人情の誠ない者、かしろ次の箇所に表われているだろう。

る万古不易の国体なる事を講明すべし(十二丁オーウ)。 日月と共に一系の皇統を吾大君と仰ぎ奉るべきこと、天祖天神の定給へ 比理を弁へて、各相生養するの道を尽し、其君父の国を愛して、天地・ 践に天下の人民ハ、各吾祖先より職を継ぎ業を承て、神皇の歴世仕来れ しまれ

とが、田中のいう「愛国」であるといえよう。れを、「天祖天神の定給へる万古不易の国体」であることを明らかにするこれを、「天祖天神の定給へる万古不易の国体」であることを明らかにすることで、天してそ

# 一第二条「天理人道」の解釈

定義を示しておこう。「天理」は「造化の神理」(十三丁オ)、また「人道」第二条「天理人道」の解釈も長いが、まず、田中の「天理」と「人道」の

友ハ人道の最大なるもの」(同上)としている。 所を指て人道とハ謂なり」(十三丁ウ―十四丁オ)とあり、「君臣父子夫婦朋については、「人ハ万物の霊長なれバ、吾に具へたる神賦の理の任に踏行ふ

### (1) 「天理」の解釈

化三神」の神徳によってということになる。 では、「天理」が「造化の神理」というのは、どのような事態をいうのでは、「天理」が「造化の神理」というのは、どのような事態をいうのでは、「天理」が「造化の神理」というのは、どのような事態をいうのでは、「天理」が「造化の神理」というのは、どのような事態をいうので

#### 2) | 人道」の解釈

釈を見ていく。 方法を採っているからである。以下、要点を抜きつつ、田中のそれぞれの解先に引用した「君臣」「父子」「夫婦」「朋友」それぞれに説明を施すという田中は「天理」よりも「人道」の解釈のほうに分量を割いている。というのも、

はうから説明を施している。「子」について「終始誠敬を尽し、己を勤めてほうから説明を施している。「子」について「終始誠敬を尽し、己を勤めてはなすべきことは「親孝行」である。だから「親」の死後は、「終を慎み遠をなすべきことは「親孝行」である。だから「親」の死後は、「終を慎み遠をつ。そして「天照大神の斎鏡の霽訓に権輿して、天下万世に至るまで鏡影をつ。そして「天照大神の斎鏡の霽訓に権輿して、天下万世に至るまで鏡影をでいるように、やはりこれも「祭政一致」の問題に触れたものといえるだろう。そして「天照大神の斎鏡の彛訓に権輿して、天下万世に至るまで鏡影をでず、下が下まで及ぶべき人の孝道なり」(十八丁オ)とする。また「親」のなすべきことは、「慈愛を以て子を養育することを第一」(同上)としなければならない。だから「親ハ子を愛し、子ハ親を敬するハ、人道の常にして天ばならない。だから「親ハ子を愛し、子ハ親を敬するハ、人道の常にして天ばならない。だから「親ハ子を愛し、子ハ親を敬するハ、人道の常にして天神の本教」(十九丁)である。

治め、 庶人に至るまで、夫は愛を主とし、夫ハ敬を主とし、左右に相並びて家政を に在て外事を掌り、 るハ婦の道」(二十一丁オ)としている。だから「夫婦」の道とは、 敬を尽し、家政を輔」(二十丁ウ)ける者であり、「一夫を守りて貞操を持す むハ夫の道」(同上)としている。また反対に「婦」は、「常に其夫に従て誠 たる者ハ常に其婦を導て家道を治」(二十丁オ)める者であり、「妻子を愛し 丁ウ)わっていると考える田中は、 して捉えている。 いるのではなく、 婚姻の権輿なり」(十九丁オーウ)と述べており、 事なるを、伊弉諾・伊弉冉尊の造化の神意を受て創給へる夫婦の大礼にして 次の「夫婦」については、「男女配偶して子を生ミ家を継ぐべき人倫の大 児孫を生育する」(二十一丁オーウ)ことである。 「夫婦ハ化育の本にして、 「天理」の定義である「造化の神理」が体現されるものと 婦ハ裡に在て内事を掌」(同上)り、 男を上位に、女を下位に位置づけ、「夫 天地の理ハ男女の体に具」(十九 単に男女間の愛を説いて 上ハ朝廷より下ハ

け相親む」(二十一丁ウ)ことであると説明している。天下に傑出した人と最後の「朋友」については、「交ハ専ら信を厚し、心を一にして互に相助

からざる道」(二十二丁ウ)である。だに合ふならバ、互に道義を切磋して、人才を成就すべき古今天下に闕く可もつ友人たちが力を貸してくれたからである。だから「朋友」の道とは、「心いえども、その人一人の力で大業が成し遂げられたわけではない。同じ志を

を説いたものである。 を説いたものである。 を説いたものである。 とであり、これは、「人道」それ自体が「天理」に基づいて行なわれることとであり、これは、「人道」それ自体が「天理」に基づいて行なわれることとであり、これは、「人道」解釈であるが、最後に彼は、「凡て人民の天理の任

# □ 第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈

の解釈を見ていきたい。い。それだけ簡潔に書かれているといえるが、ここでも要点を抜きつつ、そい。それだけ簡潔に書かれているといえるが、ここでも要点を抜きつつ、そ天皇への崇敬と朝旨の遵守を説いた第三条は、ほかの二条と比べて最も短

に述べている。 
= 天皇を指しているが、ここではむしろ、なぜ天皇が日本を統治しているのまうがを説くことに重点を置いているといえよう。その理由を、田中は次のようまず「皇上」であるが、それは「天照大神の御正統の大君」(二十三丁オ)まず「皇上」であるが、それは「天照大神の御正統の大君」(二十三丁オ)

(二十三丁オー二十四丁ウ)。 て国土人民を統治め給ふべき御政の第一として天神の授給へる所なりも言る如く、皇孫尊に『豊葦原水穂国汝将知国也』と詔給へるも、全天下の人民を御治あるべき為に、此皇国へ降奉り給ひし所以は、前に

**皐一」のものとして天神が授けたからという説明である。** すなわち「天壌無窮の神勅」により、「国土人民を統治め給ふべき御政の

次に「朝旨」については「朝廷より出る詔旨にして、即天神の御心を御心

として、 を遵守するということは、そのまま天皇を奉戴することに繋がるのだ、とい 化によって制度が変わっても、天皇位だけは変わることはない。現在の制度 といったものを指しているのではなく、「現在の制度」という意味であろう 皇の詔勅、 う説明である。そして田中は、『三条演義』を次のような文章で締め括っている つまり、天皇位は天神によって永世不朽に定められたものであり、時勢の変 ここでいう「当時の朝旨」というのは、崇神天皇の詔勅、文武天皇の宣命 り (二十五丁ゥー二十六丁オ)。 神と皇との恩徳ハ、天地の大も古今の遠も比すべからざれど、教官 導職―引用者註)たる者ハ、殊に此理を能弁へて、天神地祇の恩徳を述 あれども、 下に君臨し人民を撫育し給ふ所なり。 今日朝廷より出る御政令ハ、皆天皇の叡慮にして、天神の御託の任に天 器械・医薬等の芸道を交取テ皇猷を潤色して天下を経綸し給ふ所なれバ 御政体の如きハ、海外の政刑・兵陣・天文・地理・律暦・度量・権衡 り。然ども人文の開るに随て時々の制度の損益なき能はず。殊に方今の 天皇の御職は永世不朽に天神の御託を受て人民を撫育し給ふべき御定な の智識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむべきこと、 祭政一致の旨を発して、風を易へ俗を正するの教法を宣布し、天下士民 上を奉戴する所にして、神明を敬する所なり(二十四丁ウ―二十五丁ウ) 国土を経営し、人民を撫育」(二十三丁ウ)するものとし、崇神天 文武天皇の宣命を引用しながら説明したのち、 天地の大道ハ終古一理なれバ、当時の朝旨を遵守するハ、 故に時勢の変に随て制度の損益 次のように述べる

たと思われるのである。 民に対して明らかにし、「風を易へ俗を正するの教法を宣布」することであっかったか。そして田中にとって「教化」とは、この「祭政一致」の国体を国むしろ明治維新の基本理念である、この「祭政一致」の国体についてではな条演義』を通して述べたかったのは、「造化(鎔造)」説そのものではなく、この文章を、これまで述べてきたことと合わせて勘案すると、田中が『三

ことをまとめると、 以上、 明治初期の教導職の神道観を考察するための一事例研究として、『三 を中心に田中頼庸の神道観の一端を考察してきた。これまで述べた 次のようになるだろう。

田中頼庸が『三条演義』で表明した神道観は、これまで天地開闢以前 られる。 2 された「本分」を尽して善徳を積むこと。そして、神々の恩恵の尊さ 神々は我々の善悪、一挙手一投足を見通していると説く。田中の「顕幽 善懲悪」 問題については、人の「霊魂」を「天神の賦る所」とする立場から「勧 そ天皇は、 きとし生ける者はみな神々の御陰を蒙っているからである。だからこ 道祭祀を「皇政の第一」定義し、そのように定まったのは、 の内容を検討してみると、まず①「祭政一致」の問題に関しては、 の産土神・氏神等を謂なり」と定義し、大きく、① まず神を「天祖天神を始奉り、 説」のみが注目されてきた。 に感謝の誠を捧げることであった。 て人民を育て国家を治めているのだと説いている。 「造化三神」 天照大神・皇孫尊 おおよそ『善悪報応論』の基本線を守って説かれていると考え そして「田中」のいう「敬神」とは、 論を説き、これを前提として「顕幽」論を展開する。 私心なく専ら天下泰平のために神祇を祀り、その感得を得 の問題を、その主要な内容としている。そこで、 が出現し、世界・万物を創造したとする「造化 (瓊瓊杵尊)・大国主神・産土神の役割が説かれ しかし第一条「敬神」の解釈を見てみると 総て朝典に列する大小の神祇、 「造化三神」 「祭政一致」の問題、 次に②「顕幽」の 宇宙の生 それぞれ から賦与 ここで 及土地

また第 天神の定給へる万古不易の国体」であることを明らかにすることであ 国を愛して万世一系の皇統を仰ぐこと。 一条の後半、 「愛国」 の解釈を見てみると、 そしてそれを、 田中のいう 愛国

臣父子夫婦朋友」を挙げ、これらが この世における万物生成の力を言い、「人道」の最たるものとして「君 踏行ふ所を指て人道とハ謂なり」と定義している。「造化の神理」とは 第二条「天理人道」の解釈については、「天理」を「造化の神理」、「人道 づいて行なわれることを説いている。 については、「人ハ万物の霊長なれバ、吾に具へたる神賦の理の任に 「造化の神理」たる「天理」に基

とに繋がるのだと説明している。 時勢の変化によって制度が変わっても、天皇位だけは変わることはな 置き、「天壌無窮の神勅」により、 については、 第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈については、 については、天皇位は天神によって永世不朽に定められたものであり 現在の制度を遵守するということは、そのまま天皇を奉戴するこ のものとして天神が授けたからと説明する。 なぜ天皇が日本を統治しているのかを説くことに重点を 「国土人民を統治め給ふべき御政の 次に「朝旨遵守

174

Ŧi, そして田中にとって「教化」 すべからざれど、教官たる者ハ、 田中は『三条演義』を 対して明らかにし、 の基本理念である「祭政一 たのは、 あったと思われるのである。 ことと合わせて勘案すると、 説教の要務なり」という文章で締め括っている。 天下士民の智識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむべきこと 造化 祭政一致の旨を発して、 (鎔造)」説そのものにあるではなく、 「風を易へ俗を正するの教法を宣布」することで 「神と皇との恩徳ハ、 致 とは、 田中が『三条演義』を通して述べたかっ の国体についてではなかっただろうか 殊に此理を能弁へて、 この 風を易へ俗を正するの教法を宣布 祭政 天地の大も古今の遠も比 致」 これまで述べてきた むしろ明治維新 の国体を国民に 天神地祇の恩

2 収。このほか、明治文化研究会編『明治文化全集』宗教篇(日本評論社、平成四三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻(明治聖徳記念学会、平成十九年)所 年復刻版) などにも所収

8

3

4 代表的なものとして、三宅守常による一連の研究を挙げることができる。「「三條 三宅・前掲『三条教則衍義書資料集』下巻、一〇九八頁参照 高市慶雄稿「三条演義·神教要旨略解解題」(前掲『明治文化全集』宗教篇)二頁 庫」、「近代の国民教化と三条教則―『三条教則衍義書資料集』(全二巻) 第一回研究フォーラム「皇典講究所・國學院の校史・学術資産研究の問題点」(平 文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクト・ 平成九年)、「仏教系「三条教則」衍義書考」(『大倉山論集』四七、平成十三年)、 成十九年十二月十五日開催)基調講演Ⅰ「三条教則衍義書と河野省三博士記念文 前掲『三条教則衍義書資料集』全二巻のほか、國學院大學研究開発推進機構伝統 にみる神道と仏教の対論」(日本仏教学会編『仏教と他教との対論』平楽寺書店、 ノ教則」と明治仏教」(『印度哲学仏教学』第七号、平成四年)、「三条教則衍義書 の刊行

6 5 高市・前掲「三条演義・神教要旨略解解題」二頁参照。 に寄せて一」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四五、平成二十年)を参照。

9

田中頼庸の略歴については、井上順孝稿「田中頼庸」(國學院大學日本文化研究 見ることができなかったことをお断りしておく。 庸の伝記には、二宮岳南『田中頼庸先生』(写本・鹿児島県立図書館蔵)があるが 係の誕生』(第一書房、昭和六十二年)三七〇頁、井上順孝「田中頼庸」(井上順 所編『神道事典 孝編『近代日本の宗教家101』新書館、平成十九年)を参照した。なお田中頼 資料集』下巻、一〇九八一一〇九九頁、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関 (縮刷版)』弘文堂、平成十一年)、三宅·前掲『三条教則衍義書

7 河野省三は、明治初期の国民教化運動に関する研究をいくつか発表している。主 教化運動」(『國學院大學紀要』一、昭和七年)などがある。とくに最後の「明治 學院雑誌。三三一九、昭和二年)、「明治初年に於ける教化運動」(『國學院雑誌』 なものとして、「明治初年に於ける思想界の一側面―大教宣布運動の一考察―」 初年の教化運動」には、四十点に及ぶ「三条教則」衍義書の一覧(ほかに「十一 (『國學院雑誌』三二―七、大正十五年)、「明治初年に於ける神道運動の特色」 (『國 昭和六年)、『日本精神発達史』(森江書店、昭和七年)、「明治初年の

10

なおこの文章が、のちに批判されたことは有名で、田中は再版の際にこの文章を

仏教史の問題』(立文書院、昭和二十四年)などで取りあげられ、「三条教則」衍 では、補遺としてさらに六点の衍義書が追加された。「明治初年の教化運動」 初年に於ける思想界の一側面―大教宣布運動の一考察―」であって、これには 資料集』下巻、一二一八頁を参照。ちなみにこの一覧が最初に出たのは、「明治 義書研究の参考文献の一つとなっている。しかし現在の観点からみれば、この一 兼題」「十七兼題」など関係書も含む)が付されており、これが辻善之助『明治 二十七点の衍義書の一覧が出ている。次の「明治初年に於ける神道運動の特色」 覧も疑問の箇所が少なくない。この点については、三宅・前掲『三条教則衍義書 一覧は、それらの最終形態といえるものである

「河野博士記念室」(以下、河野文庫と称す)所蔵の「三条教則」衍義書は、その orc/200421\_3g\_forum\_1.php (文責—藤田大誠・戸浪裕之)。 る。本フォーラムの概要には以下を参照。http://www.kokugakuin.ac.jp/info/kikou るモノと心」研究プロジェクト・第一回研究フォーラムにおける三宅の発言であ ている。この評価は、前掲の伝統文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見 数七十点を超えるもので、「「三条教則」衍義書の一大コレクション」と評価され

されている。 の底本は、河野文庫所蔵本ではなく、「日本大学経済学部図書館」所蔵本が使用 「三条教則」衍義書の研究上、基礎的な文献となるであろう。ちなみに『三条演義 本を基礎として刊行されており、同文庫所蔵本のほとんどが紹介された。今後の また、三宅の編纂した前掲『三条教則衍義書資料集』全二巻は、河野文庫所蔵

「造化(鎔造)説」は、本居宣長が『古事記伝』で展開したのを受けて、平田篤 胤をはじめとする国学者に継承されていった。「造化三神」が天地開闢以前に出 を示した。ただし本文に夥しく振られたルビは削除した。 以下『三条演義』の引用は、河野文庫所蔵版本に拠る。引用にあたっては、読み やすさを考慮して、適宜句読点等を付したほか、引用文の最後には括弧内に丁数 ける天之御中主神論」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊二二、平成九年)がある。 主神観」(『日本大学精神文化研究所紀要』二五、平成六年)、同「明治初期にお 中主神観の変遷に注目したものとして、佐々木聖使「幕末国学における天之御中 日本思想史研究』岩波書店、昭和十四年)三四〇一三四一頁など参照。また天御 動における天神造化説」のほか、村岡典嗣「明治維新の教化統制と平田神道」(『続 德重浅吉 『維新政治宗教史研究』(目黒書店、昭和十年)第十二章 「大教宣布運 増損スへカラサル事」と明記し、これが公的な解釈法となった。これについては 書編輯条例」の第一条に「古事記神世七代ノ文及ヒ神代紀神聖生其中焉マテノ文 現し、天地を創造したと説いたのは篤胤であるが、教部省はこの説を受けて、「教 ハ天地鎔造万物化育ノ神理ヲ知ルヘキ明文ニシテ皇道本教ノ大基礎ナレハ一言モ

頁参照)と指摘している。 熟な結果に外ならぬ」(前掲「明治維新の教化統制と平田神道」三四二一三四三 削除せざるを得なかった。徳重・前掲『維新政治宗教史の研究』六七○─六七一 頁参照。また村岡典嗣は、「要するにこれ、平田神道が、渡辺重石丸の真天主教 しえなかつたことを語るものに外ならず、古典学に制約された彼等の神学の、未 天御中主教にまで発展しようとした創造神説に於いて、その内部の統制を全う

11 この「造化(鎔造)説」の主たる批判者は仏教者であった。その代表的な例が島 地黙雷である。黙雷の「造化(鎔造)説」批判については、三宅・前掲「「三條 成二十年)など参照。 論の形成過程を中心に一」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、平 文化研究所紀要』二九、平成十年)、拙稿「島地黙雷の神道論形成―「神=祖先」 ノ教則」と明治仏教」、佐々木聖使「仏教者の天之御中主神論」(『日本大学精神

たとえば、平田篤胤の高弟である六人部是香が挙げられる。是香は、師・篤胤の 部是香の「顕幽」論については、鈴木暎一『国学思想の史的研究』(吉川弘文館、 顕幽」論をさらに発展させ、「産須那社」信仰に基く幽冥思想を構築した。六人

> 以下、『善悪報応論』の引用も、河野文庫所蔵版本(目録番号三一五五)に拠る。『河 ある。なお引用の要領は、『三条演義』と同様。 野省三博士記念文庫目録』には、「刊一冊 大教院蔵版 一八丁 二二・四糎」と 野光樹「六人部是香と神事について」(『神道宗教』一九三、平成十六年)など参 照。『三条演義』に見られる大国主神と産土神の機能は、後述するように、『善悪 平成十四年)、宮城公子『幕末期の思想と習俗』(ペりかん社、平成十六年)、 報応論』に拠っていると思われるが、是香の「産須那社」信仰論によく似ている。

13

思われる。 とある。田中はこの規定に基づいて、『善悪報応論』を典拠にしたのであろうと 前述の「教書編輯条例」第五条に「人魂及ヒ其帰着ハ善悪報応論ニ依ルヘキ事」

15

14

田中の「人道」解釈は、全体的に見て儒教的であるように思われる。とりわけ「父子」 するという文章を見ると、なおさらそのように思われる。このことに関して、 のような思想的影響があったのかという点については、今後の課題としたい。 の説明のなかに、親の死後、「終を慎み遠を追ふの誠を尽し、祭祀の礼を厚」く تع